

議 員 派 遣 報 告 書

令和3年6月7日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第13項及び盛岡市議会会議規則第125条第1項ただし書の規定に基づき、議長において次のとおり議員派遣の決定をしたので報告する。

1 盛岡選挙区選出岩手県議会議員に対する統一要望説明

- (1) 派遣目的 盛岡選挙区選出岩手県議会議員に対する統一要望説明
- (2) 派遣場所 盛岡市
- (3) 派遣期間 令和3年6月1日
- (4) 派遣議員 高橋重幸副議長，中野孝之助議員，工藤健一議員，村上貢一議員及び中村亨議員